

あいこうか

7/1

No.
193



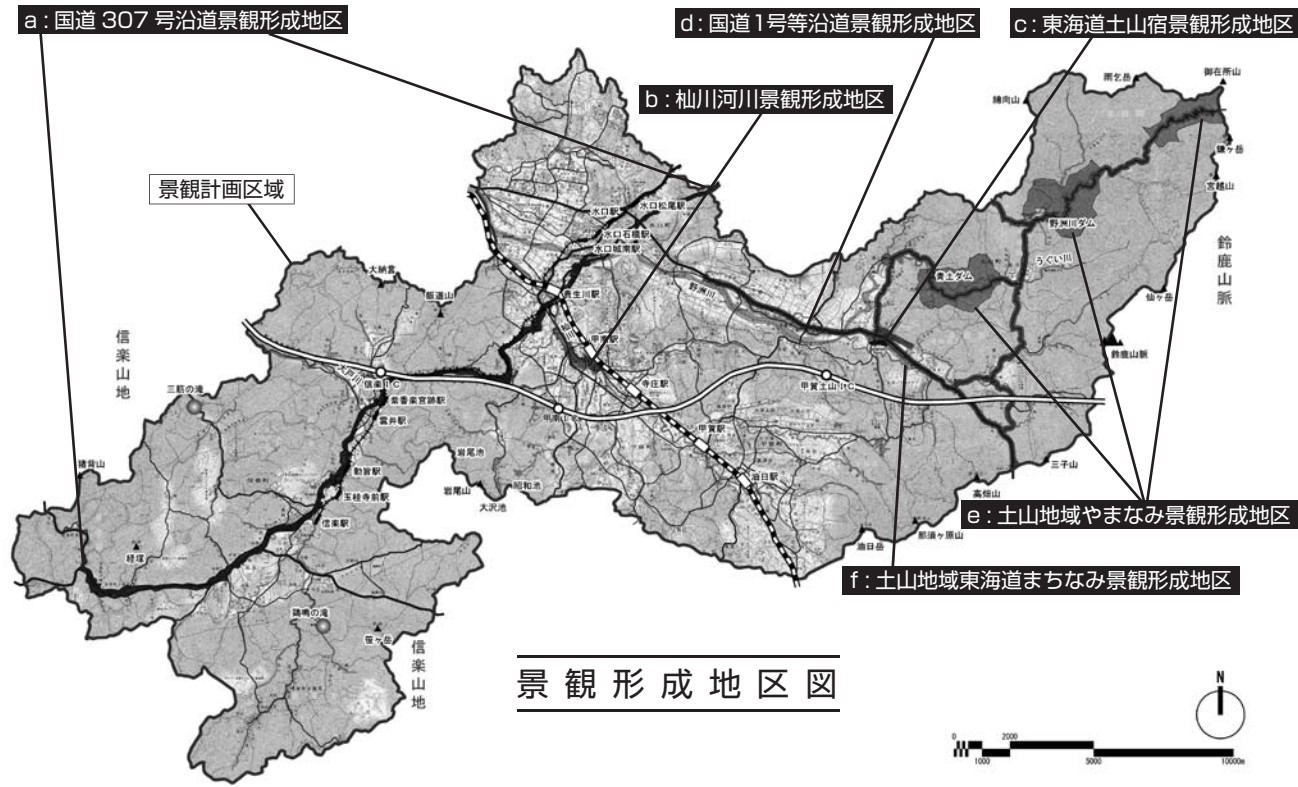
機器を使って測量体験(関連記事は18ページ)

CONTENTS

甲賀市景観計画策定.....2~3
 安全安心情報放送の開始について.....4
 保育料の減額・免除手続き申請について.....11

大河原温泉かもしか荘オープン.....12
 キラリ輝く地域の輪ー雲井自治振興会ー.....14
 であいこうか「女性初の信楽焼伝統工芸士」松吉希美子さん.....19

景観に影響を及ぼす恐れのある建築物や
工作物の新築・増築などの行為は市への届出が必要です。
届出の対象となる地区と行為は次のとおりです。



景観形成地区図

届出の対象となる行為

対象となる範囲		対象となる行為	
甲賀市全域 (下記 景観形成地区以外)	大規模建築物 ※1	新築、増築、 改築又は移転	高さが10m以上のもの 若しくは3階建以上のもの 床面積が1,000㎡以上のもの
		外観を変更する こととなる修繕等	行為部分の面積が10㎡を超えるもの
景観形成地区 ※2	・建築物 ・木材の伐採 ・物件の堆積 ・土地の形状変更	a. 国道307号沿道景観形成地区	<塀・門以外の建築物> ・高さが5mを超えるもの ・床面積が10㎡を超えるもの ・外観の変更の面積が10㎡を超えるもの <塀・門の場合> ・高さが1.5mを超えるもの 若しくは長さが10mを超えるもの
		b. 杣川河川景観形成地区	
		c. 東海道土山宿景観形成地区	
		d. 土山地域国道1号沿道景観形成地区	
		e. 土山地域やまなみ景観形成地区	
		f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区	

※1 大規模建築物等：建築物で高さ10m以上若しくは3階建て以上若しくは延床面積1,000㎡以上のもの又は工作物で高さ10m以上のもののうち規則で定めるものをいう。(建築物以外でも、工作物の新築等、届出の対象となる行為があります。詳しくは甲賀市景観計画をご確認ください)

※2 景観形成地区：現在の良好な景観を保全すべき地区、あるいは今後地域の特徴を生かした景観形成を重点的に図るべき地区。

問合わせ
都市計画課 03-4600-1
景観係 065-10786
開発指導係 065-10606



計画および各条例等の閲覧場所
市ホームページ、都市計画課、旧支所である土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センターの各窓口

「甲賀市景観計画」を策定

市は、後世に誇れる良好な景観を保全および創造し、快適なまちづくりと市民文化の向上に資するため、平成24年4月に景観法に基づく景観行政団体になり、このたび「甲賀市景観計画」を策定しました。また、これにあわせて「甲賀市景観条例」を改正し、本年10月1日から施行します。

この計画は、市全域を計画区域とし、景観形成地区を指定するなど、地区それぞれに景観形成のルールを定めるもので、市民の皆さまから景観やまちづくりに関する提案をいただきながら、内容を徐々に充実させていく成長型の計画です。今回は、その概要をご紹介します。



★甲賀市景観計画の概要

景観形成基準

建築行為等に際し、建築物等の形態や色彩等に配慮し、周辺景観との調和を図るための基準を定めました。

景観重要建造物・樹木の指定の方針

景観上重要な建造物や樹木を指定し、保全していきます。

屋外広告物の制限

今後、市独自の屋外広告物条例を定め、制限、誘導を行います。

住民主体のまちづくりを応援します

- ① 「まち歩き」や「ワークシヨップ」など地域の景観資産を探す活動を支援します。
- ② 景観まちづくり市民団体に認定されると、市職員や豊富な知識、経験を持つ専門家の助言を得られたり、景観計画の提案ができます。
- ③ 景観重要建造物や樹木の保全のための支援を行います。
- ④ 市民等による景観まちづくり活動を広く周知します。
- ⑤ 良好な景観に資する建築物等を表彰します。

「みんなのまちを守り育てる条例」と「開発許可基準」を改正します

◎まちづくりの基本理念を定め、土地利用に関する手続や基準を定めた条例について、手続が必要となる建築物の高さを景観計画の考えを取り入れます。

★主な改正内容

手続きが必要となる中高層建築物の高さ	
現行	12m以上 (商業地域、工業専用地域は18m以上)
改正	10m以上 (商業地域、工業専用地域は18m以上)

◎開発行為等に関する具体的な基準を定めた手引きの一部を改正します。関連条例の制定や改正に伴うものとおわせて、基準をより具体的にします。

★主な改正内容

- △取扱基準▽
 - ・開発区域の考え方
 - ・許可が不要な開発行為の定義
 - △技術基準▽
 - ・景観条例等に関連するもの
 - ・道路、消防水利、排水、造成、擁壁の基準
- ※詳細はHP等を御覧ください。
□適用日：いずれも本年10月1日

安全安心情報放送の開始について

市では現在、地域情報化基盤整備事業の音声放送端末機設置工事を順次進めています。大雨や台風シーズンを迎え、この音声放送端末機を活用して安全安心に関する情報の放送(音声放送)を開始しました。なお、地域情報化基盤整備事業の音声放送端末機の設置が完了していないご家庭への放送は次のとおりです。

●甲南地域防災行政無線

地域情報化基盤整備事業の音声放送端末機と同様の放送を行います。

●旧甲賀郡有線放送・旧信楽町有線放送

Jアラート(全国瞬時警報システム)と連動している情報以外の放送を行います。



■放送開始日／平成25年6月20日(木)から

■放送内容(安全安心情報)

○緊急情報(音声放送端末から最大音量で放送するとともに屋外スピーカーからも放送)

種別	情報の分類
地震に関する情報	<u>緊急地震速報(想定震度4以上)</u> 、震度情報(震度4以上)
国民保護に関する情報	<u>ゲリラ・特殊部隊攻撃情報</u> 、航空攻撃情報、弾道ミサイル情報、大規模テロ情報
避難準備・避難勧告・避難指示に関する情報	避難準備・避難勧告・避難指示
気象に関する情報	<u>特別警報</u>
大規模事故に関する情報	放射性物質事故情報
その他	その他緊急にお伝えすべき情報

※下線の情報についてはJアラートと連動

○注意情報(音声放送端末から通常の音量で放送)

種別	情報の分類
気象に関する情報	<u>大雨警報</u> 、 <u>洪水警報</u> 、 <u>暴風雨警報</u> 、 <u>大雪警報</u> 、 <u>土砂災害警戒情報</u> 、 <u>竜巻注意情報</u> 、台風に関する情報
健康危機に関する情報	季節性インフルエンザ警報、新型インフルエンザ情報、鳥インフルエンザ情報、食中毒注意報・警報(ノロウイルス等) ほか
行方不明者情報提供に関する情報	警察、区から要請のあった行方不明者の情報提供に関する情報
環境に関する情報	光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報、PM2.5(微小粒子状物質)に関する情報 ほか
電力に関する情報	電力需給ひっ迫に関する情報
危険鳥獣に関する情報	危険鳥獣に関する情報
不審者に関する情報	不審者に関する情報、その他防犯に関する情報(振り込め詐欺等)
事故に関する情報	水道断水事故情報、油流出事故情報
小中学校等に関する情報	気象状況に伴う休校・下校時刻変更等の情報
その他	市民生活に影響がある突発的なコミュニティバス等の運行情報、道路規制情報 ほか

※下線の情報についてはJアラートと連動

問い合わせ

危機管理課 ☎ 65-0665 / ☎ 63-4619 広報課 ☎ 65-0675 / ☎ 63-4619

参議院議員通常選挙

《投票日》7月21日(日)予定 午前7時～午後8時

参議院議員通常選挙が7月21日に執行される予定です。

選挙は私たち有権者の代表を選ぶ機会、すなわち私たちが政治に参加する大切な機会です。あなたの一票が、今後のまちづくりを進める大切な票になります。安易に棄権することなく貴重な一票を生かしましょう。

投票できる方は

投票日現在、年齢20歳以上の日本国民で、3か月以上甲賀市に住民登録している方になります。

【住所】 平成25年4月3日以前から引き続き市内に住民登録し居住している方

【年齢】 平成5年7月22日以前に生まれた方

注：期日前投票の期間中に20歳になられる方で、20歳になられるまでの間に投票される場合は、期日前投票ではなく不在者投票になりますのでご注意ください。



当日投票に行けない方は期日前投票を

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票日当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。(事前に宣誓書を記入していただきます。)

【期間】 7月5日(金)から7月20日(土)まで
【時間】 午前8時30分から午後8時まで
【場所】 市役所水口庁舎3階第233会議室

水口庁舎以外の期日前投票所

《期間》

7月13日(土)から7月20日(土)まで

《時間》

午前8時30分から午後8時まで

《場所》

- 市役所甲南庁舎 1階 ミーティングスペース
- 市役所土山地域市民センター 1階 玄関横スペース
- 市役所甲賀大原地域市民センター 1階 第233相談室
- 市役所信楽地域市民センター 1階 事務室

日程は異なりますが、どの期日前投票所でも投票することができます。お手元に届いていれば、入場整理券をご持参ください。投票の際に持参すれば便利です。ただし、入場整理券は棄権防止投票所での整理等のため発行しているものですので、ご持参いただかなくても投票はできます。



インターネット選挙運動の解禁について

インターネット等の普及により、選挙運動期間における、候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加促進等を図るため、平成25年4月19日に「インターネット選挙運動の解禁に係る公職選挙法の一部を改正する」法律が成立し、5月26日から施行されることとなりました。

これにより、インターネットを利用した選挙運動を行うことができますようになります。(改正後も事前運動や未成年者の選挙運動は禁止されています。)

今回の参議院議員通常選挙から適用され、以後国政選挙だけでなく地方選挙にも適用となります。また、今回の改正はインターネットを利用した選挙運動ができることとなったもので、インターネットを利用した選挙の投票のことではありませんのでご注意ください。

※ネット選挙についての詳細は総務省ホームページをご覧ください。

【総務省HP】 <http://www.soumu.go.jp/>

選挙管理委員会

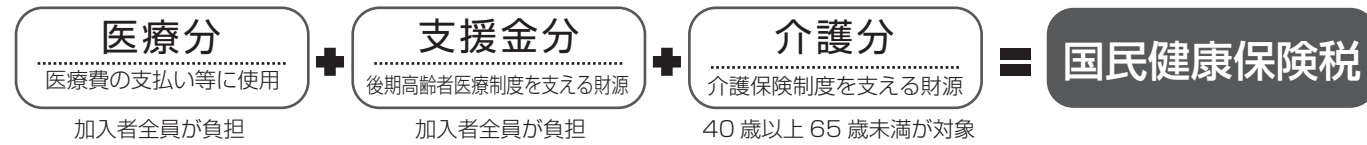
☎ 65-0667 / ☎ 63-4561

平成25年度国民健康保険税の税率(額)が決まりました

国民健康保険事業に要する費用は、被保険者の皆さんにご負担いただく国民健康保険税と国の補助金等によって運営されています。

平成25年度の国民健康保険税の税率(額)が決まりましたのでお知らせします。なお今年度につきましては、前年度の税率(額)からの変更はありません。

◎国民健康保険税の内訳



◎国民健康保険税の算定及び税率(額)について

下表の「所得割」・「均等割」・「平等割」の合計額が国民健康保険税の税額となります。

区分	税率又は税額	税率又は税額		
		医療分	支援金分	介護分
所得割額	{被保険者の前年中の総所得金額等－基礎控除(330,000円)}×税率	7.0%	2.4%	1.9%
均等割額	加入者(被保険者)1人に対して(年額)	25,000円	7,500円	8,900円
平等割額	加入世帯に対して(年額)	20,000円	6,300円	5,900円
課税限度額	1世帯で算定した所得割、均等割、平等割の合計額の限度額(最高額)	510,000円	140,000円	120,000円

◎モデル世帯における年税額

モデル1 夫婦・子ども2人の4人世帯(夫45歳、妻43歳、子15歳、子10歳)

●夫の所得(前年中) 営業所得 200万円
(所得割算定基礎額 200万円-33万円=167万円)

●妻・子どもの所得はなし

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(167万×7.0%)	(167万×2.4%)	(167万×1.9%)
均等割	(25,000×4名)	(7,500×4名)	(8,900×2名)
平等割	20,000	6,300	5,900
年税額	236,900	76,300	55,400

年税額 **368,600円** (100円未満切捨)

モデル2 夫婦のみの2人世帯(夫72歳、妻70歳)

●夫の所得(前年中) 年金収入 260万円(所得140万円)
(所得割算定基礎額 140万円-33万円=107万円)

●妻の所得(前年中) 年金収入 100万円(所得0円)

	医療分	支援金分
所得割	(107万×7.0%)	(107万×2.4%)
均等割	(25,000×2名)	(7,500×2名)
平等割	20,000	6,300
年税額	144,900	46,900

年税額 **191,800円** (100円未満切捨)

非自発的失業により国民健康保険に加入された場合は国民健康保険税が軽減されます

軽減内容

非自発的失業者(倒産、解雇、リストラ等の事業主都合によって離職された方)に対し、安心して医療が受けられるよう、平成22年4月から国民健康保険税の算定の際、対象者の前年の給与所得を100分の30に軽減する制度が開設されています。ただし、前年の給与収入が65万円以下(給与所得が0円)の方については、申請されても保険税額に変更はありません。

対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。

申請場所

市役所税務課又は各地域市民センター(旧支所)窓口にて、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参のうえ申請して下さい。

対象者

次のすべての条件を満たす方

- ①平成21年3月31日以降に失業した方
 - ②失業時点で65歳未満の方
 - ③雇用保険の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」に該当する方
- ※③については、雇用保険受給資格者証の離職理由欄の記載番号が下記の場合に該当します。
特定受給資格者理由コード・・・11、12、21、22、31、32 特定理由離職者理由コード・・・23、33、34

保険税軽減制度に係る特例

国民健康保険に加入されていて、後期高齢者医療制度へ移行された方(「特定同一世帯所属者」といいます。)がおられる世帯においては、特定同一世帯所属者を含めて低所得者に対する軽減(7割・5割・2割)の判定を行います。この制度は、平成20年度から5年間の時限措置でしたが、このたび期限を区切らない恒久措置へと変更となります。

○低所得者に対する軽減とは、次の条件に該当する世帯の均等割、平等割がそれぞれの割合で軽減されるものです(申請は不要ですが、所得申告をしていないと軽減措置を受けることはできません。)

軽減区分	軽減対象となる世帯の所得の基準額(前年の総所得金額等)
7割軽減	世帯主と加入者の合計所得が33万円以下
5割軽減	世帯主と加入者の合計所得が33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下
2割軽減	世帯主と加入者の合計所得が33万円+(35万円×被保険者数)以下

※世帯主が他の健康保険等に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定用の所得に含みます。

※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得から15万円を控除します。

特定世帯に係る軽減について

国民健康保険加入の二人世帯で、一人が後期高齢者医療制度に移行し、もう一人が国民健康保険の被保険者として残った世帯(「特定世帯」といいます。)になる方については、平成20年度以降、5年間に限り平等割を半額にする措置が設けられていますが、6年目から8年目についても引き続き平等割の4分の1の税額を軽減する措置が新たに追加されます。

問い合わせ

税務課市民税係 ☎65-0679 / ☎63-4574

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

国民健康保険加入者の方は、事前に申請し認定されることにより、入院および外来受診をされたときの高額療養費および食事代について、窓口の支払いが自己負担限度額までとなる制度(限度額適用)が利用できます。この制度を受けようとする方は申請が必要となります。また、今まで認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請が必要です。

なお、申請されても保険税の未納がある場合は、交付を受けられない場合があります。

申請方法については次のとおりです。

○申請場所
保険年金課または旧支所の地域市民センター

○持参するもの
・保険証
・課税証明書(平成25年1月1日に甲賀市に住所のない方)

*8月以降に申請を受付します。

□70歳から74歳の国民健康保険前期高齢者の方は、高齢受給者証で、所得区分の確認ができるため、住民税非課税世帯の方のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

国民健康保険高齢受給者証を更新します。

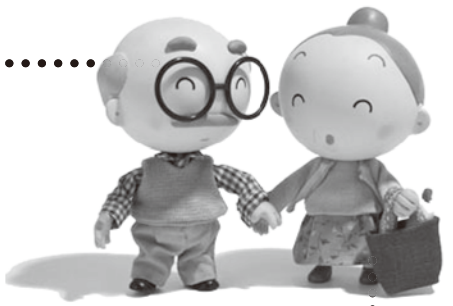
現在、お使いいただいている高齢受給者証の有効期限が7月31日であるため、8月1日からお使いいただく新しい受給者証を7月下旬に郵送でお届けします。

ご自宅に届きましたら、お名前等間違いがないか確認の上、大切に保管してください。

また、受診をされるときは保険証とあわせて必ず病院・薬局の窓口へ提示をお願いします。



問(た)か
保険年金課国民年金係
☎65-06688 / ☎63-4618



65歳以上の
方の

平成25年度の 介護保険料が決まる

平成25年度の市県民税と平成24年分の所得が確定したことにより、平成25年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定が決定しました。（※今年度の基準額は、昨年度と同じです。）

『保険料の決め方』

甲賀市の保険料の基準額は、市全体の介護サービスにかかる費用などに応じて決まります。

甲賀市の基準額 月額 4,200円（年額 50,400円）

基準額をもとに、所得に応じた負担という観点から次の表のような「所得段階保険料」の設定になります。

段階	対象者		年間保険料額	
第1段階	世帯非課税	本人非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって本人および世帯全員が市民税非課税の人	21,672円
第2段階			本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	21,672円
第3段階			本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	31,752円
第4段階			本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円を超える人	37,800円
第5段階	世帯課税	本人課税	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	43,848円
第6段階			世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える人	50,400円 (基準額)
第7段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	56,952円
第8段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	63,000円
第9段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	75,600円
第10段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	85,680円
第11段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	100,800円

『保険料の納め方』

特別徴収	老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の方は、年金からあらかじめ差し引きます。
普通徴収	特別徴収とならない人は、納付書で納めます。（口座振替もできます。） また、年度途中で65歳になられた人や転入された人も同様です。

『口座振替』

普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・ゆうちょ銀行・市民窓口センター・旧支所の地域市民センターに備え付けています。 必要事項を記入・押印のうえ金融機関・ゆうちょ銀行に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。 口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。 廃止届の提出がない口座は、有効（登録）状態となっています。

『介護保険料を納めないでいると』

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割）が支払われます。
1年6ヵ月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。



問い合わせ
長寿福祉課介護保険係
☎65-0698 / ☎63-4085

平成25年度後期高齢者 医療保険料を決定

平成24年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療制度の被保険者の方の保険料が決定しました。お一人ごとの保険料の額や、お支払いの方法については郵便でお知らせします。

保険料の額は？

「一人あたりの定額の保険料（均等割額）」と「所得に応じた保険料（所得割額）」の合計額になります。
平成25年度の保険料は平成24年中の所得に基づいて計算します。

保険料の支払方法は？

年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。
通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されているれば、その金額を年金から直接お支払いいただけます。「普通徴収」の欄に金額が記載されているれば、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

保険料の納め忘れは ありませんか？

この制度では、被保険者のお一人おひとりから保険料を納付いただいています。お手元に納付書や督促状がないかも一度ご確認ください。未納の保険料があれば早急にお支払いいただきますようお願いいたします。
※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる場合がありますのでご注意ください。

平成25年度国民年金保険料免除申請受け付け

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

制度ご利用には申請を

平成25年度国民年金保険料の免除申請を受け付けています。保険料の免除を希望される方は申請の手続きをしてください。

※なお、平成24年度（平成24年7月から平成25年6月分の保険料）の免除申請を希望される方は今月中に手続きをしてください。

免除期間

免除の承認期間は、7月から翌年の6月までです。前年度に引き続き免除を希望される方で、継続申請が認められていない方は、毎年申請が必要ですので、ご注意ください。

申請場所

- ・保険年金課または旧支所の地域市民センター
- ・草津年金事務所国民年金課

申請に必要なもの

- ・年金手帳
- ・認印
- ・平成25年度課税証明書
- （平成25年1月1日に甲賀市に住所のない方）
- ・失業したことが確認できる
- ・公的機関の証明の写し（退職された方）

お問い合わせ先

- ・草津年金事務所国民年金課 ☎077-567-2200
- ・保険年金課 ☎057-0698



休日に住民カードの手続きを 7月13日(土)・14日(日)の両日



自動交付機で住民票・印鑑証明・戸籍謄本(市内に本籍のある方)等を取得できる住民カードの発行専用窓口を開設します。ぜひこの機会をご利用ください。

自動交付機では、平日(朝8時から夜間20時まで)及び休日(朝9時から夕方17時まで)にも証明書が取得でき、窓口手数料より100円減額されます。

○開設日時

7月13日(土)
14日(日)

8時30分から17時15分まで

○開設場所

- ・水口庁舎
- ・土山地域市民センター
- ・甲賀大原地域市民センター
- ・甲南第一地域市民センター
- ・信楽地域市民センター



○申請に必要なもの

- ①印鑑 ②本人確認書類1点(本人の写真が貼付されたもの)〈運転免許証など〉
 - ③その他本人確認書類1点〈健康保険証など〉
 - ④市民カード、旧町の印鑑登録カード(お持ちの方)
- ※顔写真つきのカードには写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm)が必要です。ご自分で用意できない場合はお申し出ください。

【e-Taxが利用可能に】

公的個人認証サービスを住民カードにつ

けるとe-Tax(国税電子申告)など電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができます。(※公的個人認証サービス手続きは住民基本台帳ネットワークシステムが休日には使用できないため、平日のみの受付となりますのでご注意ください。また別途手数料が500円必要となります。)

【すでに住民カードをお持ちの方へ】

カード裏面をご確認ください。裏面に「住」「戸」の印が記されている場合は、それぞれ住民票、印鑑証明、戸籍の発行が可能です。印がないカードについては、発行を可能とする手続きが必要です。

【外国人住民の方へ】

7月8日から外国人住民の方にも住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始され、住民カードを取得いただけますので、ぜひお越しください。

○詳細は左記までお問い合わせください

問い合わせ	
市民課	甲南第地域市民センター
☎056-06883	☎066-4161
土山地域市民センター	信楽地域市民センター
☎09-11101	☎82-11121
甲賀大原地域市民センター	
☎06-4101	

外国人住民の方へ住民票コードを通知

2013年7月8日から日本人住民の方と同じように、外国人住民の方も住民基本台帳ネットワークシステム(日本全国の住民票情報をネットワーク化したもの)に住所等の情報が記録され、住民票コードが付番されます。それにより、「住民票コード通知票」を7月8日以降、郵便で通知します。この通知による手続きの必要はありませんので、大切に保管してください。

住民票コードって何?

住民票に記載される無作為に選ばれた11桁の番号です。他の人と同じ番号になることはありません。

何か便利になりますか?

- ◇本人または同じ世帯の人の住民票の写しを、他の市区町村窓口でもお取りいただけます。
- ◇住民基本台帳カードをお作りいただくと、カードに電子証明書を入れることができるほか、顔写真付のものは公的な本人確認書類として利用できます。

自動交付機利用停止のお知らせ

7月6日(土)、7日(日)はメンテナンスのため証明書発行ができませんのでご了承ください。

保育料の減額・免除手続き申請について

お子さんが2人同時に保育園などに入園している場合や、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている場合、保育料の減額や免除が受けられる場合があります。

【兄弟姉妹入園の場合の減額手続き】

■申請期限:7月8日(月)まで

◆2人同時に保育園等に入園している場合は、2人目の児童にかかる保育料が基準額の半額になります。3人以上同時入園の場合は、3人目以降の児童にかかる保育料が0円になります。

◆手続き方法:保育料減額申請が必要な場合があります。

次の①に在園している兄弟がいる場合、

次の②・③に在園、在学、利用している兄弟がいる場合、保育料(暫定)決定通知等に同封して送付してある「兄弟姉妹入園の場合の減額手続きについて」を提出してください。提出された方へ7月中にさらなる必要な手続きについて個別に通知する予定です。

施設の種別	手続きの必要
①市内保育園・認定こども園(長時部)	なし
②幼稚園・認定こども園(短時部)へ認可・認定施設に限る	あり
③特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援	あり

【3人目以降のお子さんの保育料一部免除手続き】

■申請期限:8月2日(金)まで

◆次のすべてに該当する世帯は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。

- ①平成25年度保育料徴収金(保育料)基準額表でB2・C11・C12階層の世帯
- ②平成7年4月2日以降生まれのお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている世帯
- ③平成25年4月1日現在で、甲賀市に引き続き1年以上、住民登録されている世帯

◆手続き方法:保育料免除申請が必要です。平成25年度保育料確定後、該当する方へ必要な手続きについて7月中に個別に通知する予定です。該当すると思われる方で通知が届かない場合はご連絡ください。



問い合わせ
こども未来課 管理係
☎06-8179 / ☎06-83380

木造住宅無料耐震診断および耐震改修のご利用を

昭和56年5月以前に建てられた住宅は、耐震基準が緩やかであったため、地震が発生した場合に大きな被害を受ける可能性があります。

市では地震から生命や財産を守るため「無料耐震診断」と「耐震改修補助」を実施しています。

一・無料耐震診断

- 対象建築物
- 甲賀市内の木造住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工され完成している住宅
- 階数が2階以下かつ延床面積が300㎡以下の住宅
- 延床面積の半分以上を住居としている住宅
- 木造軸組工法で建築している住宅
- 過去に耐震診断を実施していない住宅

【申込期限】

平成25年11月末まで

【申込窓口】

住宅建築課(水口庁舎2F)

二・耐震改修補助

耐震診断を受けて、倒壊する可能性が高いと判定された建築

工事費・補助金対象表

対象となる工事費	50万円超 100万円以下	100万円超 200万円以下	200万円超 300万円以下	300万円超
耐震・バリアフリー改修事業補助金	10万円	20万円	30万円	50万円
木造住宅耐震化緊急支援補助(※平成25年度のみ)	×	30万円	30万円	30万円
主要道路沿い割増	×	10万円	10万円	10万円
高齢者(65歳以上)世帯割増	×	10万円	10万円	10万円
補助金合計額	10万円	70万円	80万円	100万円

物(上部構造評点0.7未満)について、上部構造評点を0.7以上に耐震改修をされる場合には、改修工事費の一部を補助する制度があります。

また、今年度限り通常の補助額に加えて、30万円の上乗せがあります。耐震改修をお考えの方は、工事をされる前にご相談ください。

問い合わせ
住宅建築課 建築係
☎5-0725 / ☎63-4601

大河原温泉 かもしか荘がオープン



長年、皆様に親しまれてきた土山町大河原の「国民宿舎かもしか荘（かもしか温泉）」は、名称を「大河原温泉かもしか荘」に変えて、7月20日にリニューアルオープンします。

建替え工事には国から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受けています。

新しく建替えられた「かもしか荘」は、客室数10、大広間44畳1室、36畳1室、宿泊定数130人です。

鈴鹿山系の四季が美しく見える客室と、地域の食材をふんだんに使った創作料理で、おもてなしします。

鈴鹿の山々に囲まれた贅沢な自然の中で癒しのひと時を過ごしてみませんか。

新しくなったかもしか荘は、日帰り温泉も楽しめます。



四季を感じる露天風呂と、湯けむりの立ち込める大浴場



風土を最大限に活かした地産地消の創作料理



鈴鹿の峰を仰ぐ大広間



広い窓の客室

- 宿泊料金 : 一泊2食付10,500円～(別途入湯税要)
- レストラン : 1,500円～
- 宴会 : 3,000円～
- 温泉利用 : 大人500円(65歳以上は400円)

問い合わせ
かもしか荘 ☎ 69-0344
観光推進室 ☎ 65-0708

第2回信楽まちなか芸術祭 開催

開催期間：平成25年10月1日(火)～10月20日(日)

ことし秋、信楽を舞台に「第2回信楽まちなか芸術祭」が開催されます。信楽の地には、今なお伝統的な技術が今日に受け継がれており、まちなかには登り窯や古い民家など、やきものの里としての風景も数多く残されています。「信楽まちなか芸術祭」は、これら「陶都・信楽」の財産を生かして、やきもの文化を多くの人に知っていただくと共に、信楽というまちがもつ多面的な魅力を発信していきます。

「第2回信楽まちなか芸術祭」の詳しい概要については、次号の『あいこうか』に掲載します。また、開催までの毎号で各企画のみどころなどもお伝えしていきます。

この秋、信楽を訪れて下さる皆様と一緒に楽しみ・つくりあげる芸術祭を目指していきますので、是非信楽へお越し下さい。

お問い合わせ：信楽まちなか芸術祭実行委員会事務局

〒529-1851 甲賀市信楽町長野1203
 甲賀市役所信楽地域市民センター東
 別館内信楽まちなか芸術祭インフォメーションセンター
 TEL:70-3304 FAX:70-3141
 詳しくはホームページをご覧ください URL: <http://shigaraki-fes.com>
 E-mail: info@shigaraki-fes.com



庁舎整備の設計者選定 公開プレゼンテーション実施

昨年3月に策定した「甲賀市庁舎改修整備基本構想」に基づく基本設計業務の設計者を選定するため、公募型プロポーザルによる技術提案者からのプレゼンテーションを公開で開催しますのでお知らせします。

◆開催日時
 平成25年7月13日(土)
 午前9時30分から
 午後4時20分まで

◆開催場所
 サントピア水口
 共同福祉施設 教養文化室
 水口町北内貴1番地2

- 発表者(五十音順)
- 株式会社 アール・アイ・イー
 - 株式会社 梓設計
 - 株式会社 久米設計
 - 株式会社 東畑建築事務所
 - 株式会社 日本設計
 - 株式会社 安井建築設計事務所
- ※発表順は、上記順番ではありません。

【注意事項】

- ◎座席に限りがあるため(約50席)、多数の場合は入場をお断りする場合があります。
- ◎発表は、技術提案書の受付順とし、企業名を伏せて行います。
- ◎傍聴者からの質疑は受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎今回は、プロポーザル方式での選定となるため、具体的な設計図等を選ぶものではありません。考え方などから設計者を選ぶものです。

このプレゼンテーションの後に審査を行い、優秀者及び次点者を選びます。結果は、ホームページ等で発表いたします。

問い合わせ
 庁舎整備室 ☎ 65-0661 / ☎ 63-4561

ホームページ <http://www.city.koka.lg.jp/>

人権擁護委員を委嘱

人権擁護委員1名が6月30日、任期を迎えられましたが、新たに法務大臣から委嘱を受けられ7月1日より再任されました。任期は平成28年6月30日までの3年間です。今後、市内の「人権なんでも相談」を中心に、市内での人権擁護活動にご活躍いただきます。人権に関わる悩みごとは、人権擁護委員にご相談ください。

●再任された人権擁護委員
 黄瀬忠幸さん(信楽町宮町)

問い合わせ
 人権推進課人権政策係
 ☎ 65-0694 / ☎ 63-4582

子育て事業紹介冊子「すまいる」発行

子育て支援を目的とした事業紹介冊子が完成しました。子育て支援センターでの子育て講習、イベント、子育て相談等の情報を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

配布場所

- ・ 社会福祉課
- ・ 市内の子育て支援センター
- ・ 市民窓口センター
- ・ 旧支所である地域市民センター
- ・ 四か所

問い合わせ
 社会福祉課 児童家庭支援係
 ☎ 65-0705 / ☎ 63-4085

キラリ輝く地域の輪

●自治振興会の活動内容を紹介しています●

雲井自治振興会

— 元気・ふれあい・歴史の里山くもい —

地域の特徴

雲井自治振興会は、雲井学区内の5区、約1000世帯余りで構成されている組織です。雲井地域は旧信楽町の北部に位置し、山間の中央を流れる川の両脇に良質米を産出する田園集落が広がり、今なお里山の豊かな原風景を残している典型的な中山間地域です。

特に、雲井地域は古の天平時代に、聖武天皇が紫香樂に行幸して約3年余りの間、日本の歴史上で燦然と表舞台でかがやいた地域であり、国史跡「紫香樂宮跡」(宮町地区・内裏野地区等)に代表される貴重な歴史的資産も豊富で、過去からの大切な贈りものをこれまでも、いまも、そしてこれからも紫香樂宮関連遺跡群として地域をあげて護り、次代に継承していくことと頑張っています。

取り組み内容

①健康スポーツ振興事業



〈雲井学区体育大会〉小学校児童、保育園児、地域住民などが一堂に会して交流を深めるために、毎年自治振興会が中心となって「雲井学区体育大会」を開催しており、今年度で60回目となります。



〈スポーツレクリエーション大会〉いつまでも健康で元気な生活を楽しむためには健康づくりが重要であることから、春秋の2回、誰もが参加できるカローリングなどのユーススポーツやランドゴルフ大会を開催し、今年度からは新たに卓球大会を開催します。

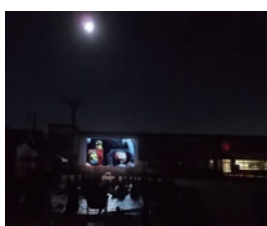


あり方を検討しています。

また、乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援対策として、年末に信楽高原鐵道でのサンタ列車による子育て交流会を実施します。

③青少年育成事業

夏の夜、親子のふれ



合いを深めるために星空映画会を開催するとともに、新たに小学校高学年の児童を対象とした2泊3日程度の自主自立支援事業「通学合宿」を実施します。



④広報啓発事業
雲井自治振興会だよりを定期的に発行し、地域住民に事業活動のPRに努めるとともに、「雲井の郷再発見事業」として新たにフォトコンテストを実施します。

⑤文化振興事業



地域住民のニーズをもとに、「くもい学び塾」として各種の文化講座や男の料理教室などを開催するとともに、歴史遺産PR事業として今年度も紫香樂宮跡に関連する歴史講演会等を開催します。

⑥地域振興事業

天平の地としての特性を生かして、今年度も地域住民の交流の場として地元産産品等の即売やフリーマーケットによる「第3回天平の地ふれあい市場」を開催します。



雲井地域市民センター
033-855331 / 033-855332

迫真の演技で被害防止

●鮎河地域市民センター



振り込め詐欺の事件は、形を変え全国各地で後を絶ちません。被害を未然に防止しようと、このほど鮎河公民館で甲賀警察署の署員の方により、寸劇による詐欺の実例紹介と講話が公民館講座として開催されました。

さすがは警察、犯罪者の裏の裏まで知り尽くした防犯のプロによる迫真迫る演技に、参加者一同圧倒され、啓発の効果は絶大なものでした。

市内でも振り込め詐欺が多発しており、被害も出ています。詐欺にあわないためには、聞き覚えのない声で親しげに話しかけてくれば、まず、疑うことが大切です。

公民館の中庭で優雅なひとときを

●甲南中部地域市民センター



梅雨入り直前の5月25日(土)、甲南公民館(忍の里プラザ)の中庭において、市民企画講座による「第5回ぶらっとカフェロビーコンサート」が開催されました。

初夏を思わせる日差しと、心地よい風がとおり抜ける中、来場された皆さんは、アイリッシュハーブとフルートが奏でる優しい音色にうっとり。そして、お抹茶と和菓子でほっこり。心癒される優雅なひとときを楽しんでおられました。

また、公民館講座から誕生したオカリナサークル「マーガレット」の演奏や、呈茶では地域ボランティアの方々の協力をいただき、会場は大いに賑わいました。



子育てママの寺子屋開催

●小原地域市民センター



小原地区の「子育てサロン」に併せて、公民館講座の寺子屋講座が開催されました。

ここでは子育て中のお母さんの運動不足の解消や友だちづくり、いろんな悩みの相談など、先輩ママさんに学ぶことができます。

今回は、ボールベルベーターの用具を使い音楽に合わせて行う3B体操が行われました。

広いホールで、伸び伸び遊ぶ子どもたちの姿と、リズムに乗って行う動きに、子育てママさんたちは、心も体もリフレッシュできていました。

熱戦が繰り広げられました

水口町第11回女子ゲートボール大会

●伴谷地域市民センター



この大会は水口町ゲートボール連盟主催の大会で、昨年度から伴谷総合グラウンドで開催されています。6月11日(火)「空梅雨」が幸いし曇り空のゲートボール日和となり、早朝より水口町各所から11チーム56名の選手が参加され熱戦が繰り広げられました。連盟の役員さんは、「年々ゲートボール人口が減ってきているが、ゲームを楽しみながら健康づくりやコミュニケーションに役立つ身近なスポーツとして続けていきたい」と話されています。なお、優勝は、春日Aチーム、準優勝は下山チーム、3位は八田Bチームでした。



植木神社祇園祭

～五穀豊穡を祈願する～

植木神社祇園祭は、県の無形民俗文化財に指定され、毎年7月末の土・日曜日に実施されます。宵宮祭では、平田地区の東町・中町・西町の楼車が提灯を灯し、笛・鉦・太鼓で囃し、賑やかに平田の町内を巡行します。

早朝からの遷幸祭では、御霊を移した2基の神輿が16人の若者によって担がれ、御旅所に向かって練り歩きます。午後からの遷幸祭は、竹幣・神職・祇園花・花太鼓・神輿・神宝・神輿・輿太鼓・唐櫃・宮司・献花・楼車の順に平田の町内を植木神社まで巡行します。



- 日時／7月27日(土)宵宮祭:午後7時30分～
7月28日(日)遷幸祭:午前3時30分～
遷幸祭:午後3時～
- 場所／植木神社(旧伊賀街道平田宿)
伊賀市平田699
- アクセス／名阪国道下柘植ICから南へ約6km
(車で約12分)

問い合わせ
植木神社
☎/☎0595-47-0431
文化財室
☎0595-47-1285 / ☎0595-47-1290

全国焼きうどんサミットin亀山

～全国4大焼きうどんが亀山市に集結～



B級ご当地グルメの“焼きうどん”を通じてまちおこしに取り組む4団体が亀山市に集結する「全国焼きうどんサミットin亀山」。7月20日(土)にシンポジウム、21日(日)に「ご当地グルメフェスタ」が開催されます。

「ご当地グルメフェスタ」では、「小倉発祥焼うどん」(福岡県北九州市)、「津山ホルモンうどん」(岡山県津山市)、「いわてまち焼きうどん」(岩手県岩手町)、「亀山みそ焼きうどん」の4大焼きうどんをはじめ、亀山市と江戸時代からゆかりのある岡山県真庭市の「ひるぜん焼そば」のほか、県内ご当地グルメも味わえます。

- 日時／7月21日(日)午前10時～午後2時
- 場所／東町商店街

問い合わせ
全国焼きうどんサミットin亀山実行委員会
(亀山市市民文化部長官支所観光振興室)
☎0595-96-1215



男女共同参画フォトコンテスト

家庭や地域、職場などで男女が互いに支えあい、いきいきと活動している様子を撮影した写真を募集します。応募いただいた作品は「パートナーしがの強調週間」に合わせ、市内図書館で作品展を開催します。

- 応募資格／甲賀市内に在住、在勤、在学の方
- 応募方法／応募用紙に記入し、写真を添えて電子メール(5MB以下・JPEG)にて送信、もしくは持参、郵送してください。
- 応募規定／
①作品は1人2点まで。(未発表のもの)
②作品は、写っている方の承諾を得たものに限りです。
③500万画素クラス以上のデジタルカメラやスマートフォンで撮影した写真で、組写真、合成写真は不可

- とし、単写真のみとします。
- ④持参、郵送の場合の写真規格は、カラープリント4つ切り判(ワイド可)、A4サイズにプリントしたものまたはCD-Rで応募してください。
- 表彰／最優秀賞1点(賞状と図書カード5,000円分)
優秀賞2点(賞状と図書カード2,000円分)
特別賞数点(賞状と図書カード1,000円分)
- 応募期限／8月30日(金)まで(当日消印有効)
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ・応募先
人権推進課 ☎65-0694 ☎63-4582
E-Mail koka10207000@city.koka.lg.jp

風しん・はしか(麻しん)予防接種をお受けください

妊娠を希望される方、妊娠中の方とご家族へ ～予防接種費用の一部助成開始～

妊娠中、風しんに感染すると「先天性風しん症候群」の子どもが生まれる可能性があります。風しんの感染予防のため、接種費用の一部助成を行います。

- 対象者／19歳以上の方で次の①～③のいずれかに該当する方
①妊娠を希望されている19歳以上の女性
②妊娠をされている方の夫
③妊娠をされている方の同居家族
- 助成額／
MRワクチン 上限5,000円
風しん単独ワクチン 上限3,000円
- 助成対象予防接種期間／平成25年4月1日～12月31日
- 申請期間／平成26年1月31日まで
- 助成方法／接種を受けた後に、ワクチン名が記載された領収書、印鑑、振込み口座のわかる物、対象者②③の方は母子健康手帳をお持ちになり健康推進課で手続きを行ってください。



保育園・幼稚園年長児の皆さんへ

はしか(麻しん)と風しんは感染力が大変強く、感染すると高熱が続く、脳炎など重篤な合併症をおこすことがありますので、体調の良い時期に、早期の接種をお勧めします。

- 対象者／市内在住の保育園・幼稚園年長児
- 期間／平成26年3月31日まで
(接種医療機関での接種可能期間内)
- 費用／無料
※詳細は健診(検診)カレンダーをご確認ください。

問い合わせ

健康推進課 母子保健係 ☎65-0736 / ☎63-4591
【健康推進課ホームページ】<http://www.city.koka.lg.jp/2006.htm>

国の通知により「子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)予防ワクチンの積極的な接種勧奨を控えることになりました。詳しくは、市ホームページに掲載している国発行リーフレットをお読みください。

- ワクチンの対象者:小学6年～高校1年相当の女子

セーフコミュニティこうか Vol.6

アンケート調査から分析する現状や意識

甲賀市では、安全に関する実態や市民の意識を把握するため、3月にアンケート調査を実施しました。対象者は18歳以上の市民で、無作為抽出により1,500世帯3,365人に郵送し、世帯票578通(回収率38.5%)、個人票1,235通(回収率36.7%)の回答をいただきました。今回は、その結果の中から主なものを紹介します。

●直近1年間で、どのような事故やけがを経験したか(複数回答)

世帯票の回答世帯578世帯のうち、事故・けがの内容の報告があったのは119世帯(20.6%)で、報告された事故・けがの件数は143件です。最も多かったのは「転倒・転落」で32.9%、次いで「交通事故」が28.0%でした。

直近1年間で経験した事故・けが(全143件)		
転倒・転落	47件	32.9%
交通事故	40件	28.0%
虫や動物による刺し傷、咬傷	13件	9.1%
ドアやものによる挟まれ、加圧、打撲など	11件	7.7%
やけど	4件	2.8%
異物などの誤飲	2件	1.4%
その他	26件	18.2%

※割合は端数処理をしているため、全体は100%になりません。

●甲賀市での暮らしは安心安全か

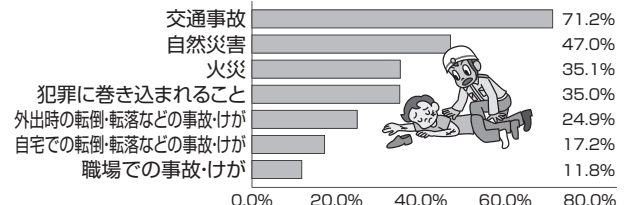
安心安全と感じる人の割合は、46.9%で約半数近くにのぼり、「どちらとも言えない」と回答した人は42.1%、安心・安全と思わない人は11.0%でした。

●甲賀市でどのような事柄を不安に感じるか(複数回答)

不安に感じる事柄として最も多いのは「交通事故」が71.2%、次いで「自然災害」、「火災」、「犯罪に巻き込まれること」という順位でした。

市内で不安に感じる事柄(上位7項目)

※割合は全回答者1,235人に占める割合



問い合わせ
危機管理課 安心安全係 ☎65-0665 / ☎63-4619

であいこうか

女性初の信楽焼伝統工芸士

まつよし きみこ
松吉希美子さん



松吉さんは今年3月、女性として初めて信楽焼の伝統工芸士に認定されました。この資格は、伝統的工芸品産業振興協会が特に技能の優れた伝統技能を持つ人物を認定するものです。

◆陶芸を始められたきっかけは？

実はトルコに旅行に行ったことが、初めて陶芸に触れるきっかけとなりました。あちらで見かけた陶器に魅せられ、そのまま住み込みで、絵付けのお手伝いをしていました。

◆それまで陶芸を学んだことはなかった？

はい。帰国してからしばらくは、展示の勉強をしたと思い陶芸とは関係のないお店で働いていましたが、窯業技術者養成研修の存在を知り、一年間デザイン科で本格的に学ばせていただきました。

その後またメキシコに渡り、滞在した2年間の内半分くらいを向こうで知り合った作家さんの家で陶器を作ったり、路上でそれを販売したりして過ごしました。スペイン語を話せなかったのが、言葉を覚えるのが大変でしたね。

◆では、主にフリーで活動を？

猫や、オオサンショウウオをモチーフにした器やキーホルダーのような小物を作っています。特に、オオサンショウウオは丸いフォルムに小さな手足がかわいいので、色んな作品を作っていますよ。

これからも、見た人が少しでも癒しを感じてもらえるような作品を作っていきたいと思っています。



◆オオサンショウウオのオブジェを製作中

吹奏楽部が大セッション

ユース・プラス・フェスティバル2013

舞台、通路を埋めての大合唱



ドを即興で指揮し、また全生徒参加の大合唱がありました。生徒たちは「いつもは別々に演奏しているみんなが一つになれた経験は宝物」と、この日一日だけ実現したセッションに興奮していました。

市内7つの中学校吹奏楽部による演奏会「ユース・プラス・フェスティバル」が6月8日、あいこうか市民ホールで開催され、約700人の観客が演奏を楽しみました。この催しは、水口ロータリークラブが青少年の育成を目的に主催しており、今年で4回目です。今回は、紅白歌合戦で歌われた合唱曲「あすという日」の作曲などで有名な八木澤教司さんが参加しました。各学校が各々演奏を発表した後、同氏が7中学校の3年生合同バンド

初夏の風物詩ササユリの再生を

滝区ササユリの里作り

「滝区ササユリの里作り」主催のササユリ観賞会が6月8日、同区梅垣城跡周辺で行われ、市内外から約200人が参加しました。この事業は市が市民協働事業として、また甲南高校や地域の子どもたちも連携して取り組まれているもので、区長の渡辺健三さんらが中心になり、少なくなったササユリの再生と、事業を通して力を合わせることで地域の活性化を目指しています。観賞会では、少しずつ再生を始めたササユリをカメラやビデオで撮影する方、昔を思い出してお話しされる方など、今は余り見られなくなった初夏の風物詩の姿を思いおこいに楽しんでいました。



ササユリを写真に収める参加者



元気なまちかど

上級生らが「オペレッタ」の制作プレゼン 県教育長へき地学校訪問

6年生の計画発表に見入る児童と視察団

県の教育長や関係者らが5月30日、多羅尾小学校を訪れ、全校児童10人による同校恒例行事「オペレッタ」の制作プレゼンテーションを視察しました。これは、6年生が練り上げた素案を下級生のみならず発表するもので、画用紙で作られた資料がホワイトボードに次々に貼りだされ、計画が明らかにされていくと、そのたびに一同から歓声があがりました。熱気に包まれる会場で児童たちの様子を見守っていた視察団も、次第に児童たちの様子に引き込まれていき、上級生の堂々とした発表と、それを熱心に聞く児童らに「頼もしい」と目を細めていました。



料理をセッティングする 本田さん



信楽の器と人気料理家がコラボ しがごはん

信楽焼の器と、福島県出身でテレビ番組や料理雑誌などで活躍中の人気料理家・本田よう一さんが協力するイベント「しがごはん」が5月29日、信楽町長野で行われ、陶芸作家や陶業関係者約25人が参加しました。本田さんは、福島県の産品を使った創作料理を各地に届ける企画を展開しています。会場の大テーブルに所せましと並べられた18種類の料理には、市内をはじめとした滋賀の名産が使用され、信楽焼の器を美しく引き立てました。参加者の一人は「器だけでなく、料理と一体となった姿も信楽発で発信していきたい」と、これからの食と器の共演に意欲を見せていました。

測量技術の正確さに感動 「測量の日」体験学習

県測量設計技術協会が主催する測量体験学習が6月4日、大原小学校で行われ、6年生41人が参加しました。この企画は、同協会が子どもたちに測量技術の興味を持ってもらうこと、一年に一回ずつ県内小学校で実施しているもので、今回で3年目です。この日は、県内の9つの測量会社から23名の従業員が来校し、自分の歩幅をものさしにする「歩測」から、機器を使った測量など5つの体験コーナーを設置、また国土地理院の先生が地図と測量について授業を行いました。児童らは「色々な方法で測ることができておもしろい」「こんなに正確とは思っていなかった」と普段触れることのない機器や、測量の計算に夢中になっていました。



友だちの身長も測量



お詫ひと訂正

6月15日号で左記の誤りがありました。お詫びして訂正します。

17ページ 子育て情報7月(各子育て支援センター事業)

誤場所/甲南 事業名/出前ひろば
日時/11日(木)10時~10時30分
正場所/甲南 事業名/出前ひろば
日時/11日(木)10時~11時30分



甲賀市3児童館おたのしみ会「グライダーをつくろう」

日時/7月27日(土)10時~11時30分
場所/にんぐる児童館(相模教育 集会所)
対象/小学生(15名)※先着順
持ち物/お茶、タオル
申込方法/電話またはFAXで
問申/にんぐる児童館
☎088-56692 / ☎088-56696

人権教育連続セミナー第3回
日時/7月12日(金)19時30分から21時
場所/土山開発センター
内容/講演「夫婦で差別と闘います」
講師/石井真澄・千晶夫妻
※参加無料 手話通訳あり
問申/人権推進課
☎05-06693 / ☎063-45882

人権教育連続セミナー第4回
日時/7月27日(土)13時30分から15時30分
場所/碧水ホール
内容/講演「医療現場から見た国際化の現状」
講師/井田健さん 公立甲賀病院
顧問/滋賀県多言語医療通訳ネットワーク協議会会長
※参加無料 手話通訳あり
問申/人権推進課
☎05-06693 / ☎063-45882

人権教育連続セミナー第5回
日時/8月2日(金)19時から21時
場所/信楽開発センター
内容/講演「沖縄からのメッセージ」
講師/高間エツ子さん 滋賀県沖縄県人会世話人代表
※参加無料 手話通訳あり
問申/人権推進課
☎05-06693 / ☎063-45882

口膀胱、人口肛門を造設した障がい者とその家族
※事前申請不要、参加料無料
問申/谷口良雄(草津市)
☎077-5621-773

連続講座「しがらき健康塾」
信楽中央病院では、生活習慣病の原因や病状、予防について学べる講座を開催します。
日時/7月17日(水)14時~16時
場所/信楽保健センター 1階
内容/講座、頸動脈エコー、血糖測定、健康食品の試食など
講師/病院スタッフ 他
参加費/初回の方のみテキスト代

連続講座「しがらき健康塾」
日時/7月27日(土)13時30分から15時30分
場所/社会福祉センター会議室
内容/講演(ストーマケアについて)、個別相談会
講師/滋賀医科大学病院 皮膚 排泄ケア認定看護師 川村光子先生/皮膚 排泄ケア認定看護師 中北純子先生
対象者/オストメイト(ガン)等で人

水口スポーツの森へ行く 7月の催し

甲賀市民スタジアム

Table with 2 columns: 日, 事業・大会名等. Includes events like 第44回日本少年野球全国選手権大会滋賀県予選.

多目的グラウンド

Table with 2 columns: 日, 事業・大会名等. Includes events like 水口ライオンズ杯争奪グラウンド・ゴルフ大会.

陸上競技場

Table with 2 columns: 日, 事業・大会名等. Includes 甲賀市陸協・マスターズ交流練習会.

年間予約に供しない一般利用者のための確保日(10月分)のお知らせ
○野球場(市民スタジアム)/14日(祝) ○多目的グラウンド/12(土)・27日(日)
10月分の利用申し込み締切日:7月30日(火) ※抽選日:8月4日(日)
★水口スポーツの森遊泳用プールは、7月20日(土)~8月31日(土)の夏休み期間中開業いたします。

第2回甲賀市エコライフ講座
野洲川自然教室
日時/7月15日(月・祝)9時~12時(雨天の場合は7月20日(土))
場所/野洲川鹿深大橋左岸(水口町和野)
内容/河川の生き物や、河川で観察するときの注意点などの学習会
対象/市内小学生・5歳以上の子どもとその保護者(保護者1名につき、子供3名まで)※「さかなつみ大会」参加の場合は、要申し込み
同時開催/主催:野洲川を愛する会「親子さかなつみ大会」
参加費/1人300円(当日徴収)
申込締切/7月9日(火)
※先着200名
問申/生活環境課
☎05-06691 / ☎063-45882

第3回甲賀市エコライフ講座
子ども自然教室「竹・木・水で遊ぼう」
日時/7月28日(日)9時~15時30分(雨天の場合は8月3日(土))
場所/みなかち子どもの森体験農場
内容/人エールでさかなつみ、竹恐竜・ゴム動力船づくりなど
対象/市内5歳以上小学生以下の子どもとその保護者(弟・妹さんの同伴可)先着15組※保護者1名につき、子供3名まで
参加費/1人500円(当日徴収)
申込締切/7月19日(金)
300円 ●定員/約20名
問申/信楽中央病院
☎020249 / ☎0203060

直売所向け栽培研修会参加者募集
日時/場所/
7月23日(火)9時30分~11時30分:信楽開発センター/14時~16時:甲南情報交流センター(忍の里)ララ
7月26日(金)14時~16時:JAC(草)本所3F 第1研修室
内容/秋冬野菜の栽培方法について(レタス・ごぼう)
※申し込み不要 ※参加費無料
問/農業振興課
☎05-0712 / ☎063-45992
☎02-05888 / ☎02-9878

シルバー連合会再就職・就業支援シニア対象「講習会」のご案内
介護員初任者研修
日時/7月23日(火)~11月1日(月)
場所/びわこ学院大学(東近江市布施町29)9時~16時
申込締切/7月10日(水)必着※受付後、面接により選考 ●定員/40名
受講者選考面接日程/7月12日(金)10時~滋賀県婦人会館にて
旅館ホテルスタッフ技能講習

募集
日時/8月26日(月)~9月6日(金)土日除く10日間
場所/びわ湖花街道(大津市)、琵琶湖ランドホテル(大津市)、クサツエストピアホテル(草津市)※講習日により会場移動 13時~17時
申込締切/8月9日(金)必着
※受付後、面接 ●定員/20名
受講者選考面接日程/8月19日(月)10時~連合会事務所会議室
※申込は、お近くのハローワークにある申込用紙に必要事項を記入しFAXまたは郵送にてお申込ください。(要求職登録番号を)
※いずれも受講料は無料です
対象者/55歳以上の県内在住者で講習に係る就業を希望しハローワークで求職登録をされている方(フォークリフトに限り、普通自動車運転免許保有者)
問申/公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会〒520-0054 大津市逢坂1丁目1番1号
☎077-525-4128 / ☎077-527-9490

問申/生活環境課
☎05-06691 / ☎063-45882

夏休みふれあい陶芸教室
日時/7月20日(土)10時~12時
場所/甲南ふれあいの館
定員/25名(先着順)
受講料/(材料費を含む)大人・中学生500円 小学生以下400円
問申/甲南ふれあいの館
☎0867-551(月火休館)10時~17時

「夏の星座(へびつかい座)のおはなし」
日時/7月13日(土)19時30分~21時30分
場所/かふか生涯学習館
内容/天体のお話、土星、夏の星座などの観望
夏休みふれあい陶芸教室
日時/7月20日(土)10時~12時
場所/甲南ふれあいの館
定員/25名(先着順)
受講料/(材料費を含む)大人・中学生500円 小学生以下400円
問申/甲南ふれあいの館
☎0867-551(月火休館)10時~17時

東海道伝馬館 夏のイベント「なな・ナナ市」
日時/7月13日(土)10時~14時
場所/東海道伝馬館
内容/①紙ひこうきを飛ばしてお宝ゲット!②お菓子のすくいどり
③伝馬茶屋④フリーマーケット
(①②は無料)
★10時30分~11時/オカリナミニコンサート(無料)
★11時~13時/じゃんけんゲーム(無料)※勝ったらプレゼントあり
問申/東海道伝馬館(月・火休館)
☎066-2770

開催します【キャンプのみの参加不可】
 ●場所／滋賀県希望が丘文化公園
 ●内容／アウトドアッキング・自然散策・キャンプファイヤー・星空観察ほか
 ●対象者／市内の小学校4年生～中学校3年生

●定員／50名(応募多数は抽選)

●申込締切／7月12日(金)

※募集予金は小・中学校を通じて対象者に配布します

問・申／青少年自然活動支援センター
 ☎06-8022 / ☎06-8080

市営駐車場の利用者募集

●受付期間／7月1日(月)～12日(金)(土・日を除く9時～17時)

●使用開始日／8月1日(木)

甲賀駅前駐車場／12区画(うち軽自動車5区画)

甲南駅前自動車駐車場／身体障がい者用のみ2区画3,000円/月

問・申／生活環境課

☎06-0686 / ☎3-4500

油日駅前駐車場(直接お問い合わせください)3,000円/月

問・申／油日駅を守る会

☎06-5876

甲南駅前駐輪場(直接お問い合わせください)自転車1,500円/月

原付1,800円/月

問・申／甲南駅前駐輪場

☎06-0590(受付時間/6時15分～9時15分、13時～14時、18時30分～20時30分)

夏休み舞台体験教室
 教室生募集

①「日本舞踊体験教室」

●開催日時／7月24日、8月7日、8月21日の各水曜日(いずれも10時～12時)

●会場／あじつか市民ホール

●講師／立岡裕子さん

②「落語体験教室」

●開催日時／8月7日(水)、21日(水)10時～12時/8月28日(水)13時～15時

●会場／忍の里プラザ

●講師／桂坊枝さん

③「狂言体験教室」

●開催日時／7月26日、8月2日、8月9日の金曜日(いずれも10時～12時)

●会場／あじつか市民ホール

●講師／網谷正美さん

参加していただける方／小学校2年生～中学校3年生(3教室共通)

●募集人数／各教室10名程度

●募集期間／7月14日(日)まで

●応募方法／あじつか市民ホール、忍の里プラザにある申込書に必要事項をご記入のうえお申し込みください。電話、FAX、メールでも受付いたします。※参加費無料

問・申／あじつか市民ホール

☎02-2626 / ☎02-2626
 Email: aikoka-hall@city.koka.lg.jp
 忍の里プラザ
 ☎09-1046 / ☎09-0116
 E-mail: palapa@city.koka.lg.jp

お知らせ

7月は企業内人権啓発強調月間
 人権標語 最優秀作品
 「変わらなきゃ 踏み出す一歩 私から」
 障害者支援施設 るじら園

市では、企業の経営者や従業員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを推進するため、企業を訪問し啓発に努めています。

明るく働きやすい職場となるよう啓発強調月間には職場環境の見直しをお願いいたします。

「甲賀市企業人権啓発推進協議会」ホームページ
<http://www.mcv.zaq.ne.jp/koka-kinikyoku/#top>

7月は「愛の血液助け合い運動」月間
 血液は、人工的にとることができず、長期間の保存もできません。特に夏季は治療に必要な血液が不足します。市の施設でも献血を実施しますので、ぜひご協力ください。

●開催日・場所／7月10日(水)／市役所水口庁舎

7月19日(金)／信楽開発センター
 8月16日(金)／甲賀創健館
 ●時間／10時～11時30分・12時30分～15時30分
 ●その他／全血のみ。予約不要、要身分証明書。
 問・申／健康推進課 健康政策係
 ☎5-0703 / ☎63-4591
 滋賀県赤十字血液センター
 ☎077-564-6311

7月は「青少年の非行問題に取り組む強調月間」

地域の子は、地域で守り育てましょう。夏休みは青少年が非行に走りやすい時期です。青少年を地域社会で育てようという認識を大人一人ひとりが持ち、非行防止と健全育成に向けて地域一丸となつて取り組んでいきましょう。

問・申／社会教育課 青少年育成係
 ☎06-8022 / ☎06-8080

相談7月

税理士による税務相談

●日時／7月10日(水)13時30分～16時30分(受付16時まで)

●場所／水口納税協会3階会議室

●定員／予約制で先着6名(1人約30分)※相談無料

問・申／水口納税協会
 ☎02-1151 / ☎03-0173

市史の小徑

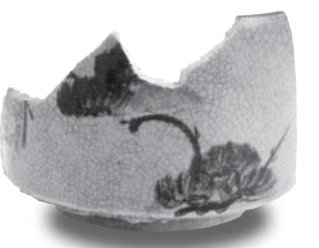
まぼろしのやきもの「杉谷窯」

先に刊行した第5巻は、信楽焼はもとより、古墳時代から平安時代にわたり水口丘陵で焼かれた須恵器や緑釉陶器など古代のやきものにはじまり、民芸運動のなかでその魅力が見出された八田焼にいたるまで、市内各地でつくられた多彩なやきものの歴史を俯瞰した内容となりました。

そんななかには泉焼や中畑焼などじつは古代の須恵器かと推測されるものの、その実態が判然としないものや、史料にその名を残しながら遺品に乏しい朝宮焼や水口焼。反対に窯跡や遺物が確認されながら歴史上にその名を残さない「杉谷窯」など、今や「まぼろしのやきもの」といってよいものも少なからず存在します。なかでもその「まぼろし度」が高いのが甲南町杉谷に窯跡を残す杉谷窯です。

杉谷窯は甲賀のやきものをはじめ体系的・網羅的に紹介した「甲賀郡志」でも触れられておらず、平成六年頃の遺跡分布調査ではじめて確認されました。丘陵斜面に登り窯の跡のこり、付近から窯道具や丸碗・筒碗・仏器などどれも生活に結びついた製品の破片が発見されています。釉薬をかけ、鉄釉による錆絵が施されたもの

もあり、その姿や技法からは京都で焼かれた「京焼」の影響が強く認められます。京焼の影響下に焼かれたものには信楽での小物作りが知られていますが、杉谷窯の操業は江戸時代中期、十八世紀も前半から半ばにさかのぼるようで、伝統的な窯場ではないこの杉谷で誰が、どのような目的で焼き始めたのかたいへん興味のもたれるところです。今後この窯についての史料が発見され、「杉谷焼」として、多彩な甲賀のやきもの史にその足跡がしっかりと刻まれる日が待たれるところです。



●販売場所／

- 〈水口町〉ブックショップヤマカワ・山田書店・T-SUTAYAさんぽう
- どー・水口歴史民俗資料館
- 〈土山町〉ウエノ・道の駅あいの土山・土山サービスエリア案内所・土山歴史民俗資料館
- 〈甲賀町〉かぶか生涯学習館
- 〈甲南町〉ウイング甲南店・市史編さん室
- 〈信楽町〉大宝堂谷川書店・信楽伝統産業会館・信楽中央公民館

※営業・開館時間等にご注意ください。ご予約の方は引換をお願いします。

問・申／市史編さん室
 ☎06-8075 / ☎06-80216

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよきと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
いろいろな山河と
こぼれる笑顔に
うみだす活力
かがやく未来に

あなただけ仲間
生きいき文化
応える安心
受けつぐ伝統
鹿深の夢を

●甲賀市の人口の推移

	総数	93,628 (-5)人
	男	46,471 (-3)人
	女	47,157 (-2)人
	世帯数	33,314 (+25)世帯

H25.5.31現在 ()内は前月比

広報 あいこうか 2013年7月1日号
[No.193]2013.7.1発行

■編集・発行
甲賀市役所

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-65-0650
☎0748-63-4554

甲南庁舎(甲賀市甲南町野田810番地)
【上下水道部】 【教育委員会】
☎0748-86-8000 ☎0748-86-8002
☎0748-86-8032 ☎0748-86-8380

市民窓口センター(甲賀市水口町水口6053番地)
☎0748-62-1621
☎0748-63-4086

土山地域市民センター(甲賀市土山町北土山1715番地)
☎0748-66-1101
☎0748-66-1564

甲賀大原地域市民センター(甲賀市甲賀町相模173番地1)
☎0748-88-4101
☎0748-88-3104

甲南第一地域市民センター(甲賀市甲南町野田810番地)
☎0748-86-4161
☎0748-86-8029

信楽地域市民センター(甲賀市信楽町長野1203番地)
☎0748-82-1121
☎0748-82-3415

※上記4つの地域市民センターは、旧支所の地域市民センターで、従来の支所機能を有します。
業務時間/8時30分~17時15分(窓口延長日を除く)

「広報 あいこうか」がホームページでもご覧いただけます!

甲賀市ホームページ
<http://www.city.koka.lg.jp/>

「広報 あいこうか」の名称は市民憲章のそれぞれの頭文字を並べてできる「あいこうか」から名付けています。市民憲章とともに皆さんに親しまれる広報紙をめざします。



この広報誌は再生紙を使用しています。



このコーナーでは、市内の保育園・幼稚園・小中学校の児童や生徒が描いた絵を順次紹介していきます。

「夏色のハイビスカスと校舎」

伴谷小学校5年
吉田彩音さん



「うみのそこのはなし」

伴谷東小学校1年
原馬多輝さん



「絵文字」

城山中学校2年
辰巳純奈さん



編集後記

「女性初の信楽焼伝統工芸士」の肩書を聞いて、作務衣を着て精神統一をしてろくに向かう女性。そんな姿を思い浮かべていましたが、松吉希美子さんと通称マツキチさんと、一目見た瞬間からその厳めしい肩書のイメージと違っていました。

自宅に併設された陶房に入ると、まずはiPhoneをセット、世界のラジオを聴けるといふアプリを起動して陽気なサルサをBGMに、慣れた様子で30分足らずでオオサンショウウオの置物を作ってくれました。BGMは、他には珍しいところまで「コーランの朗読」なども。

これまで取材などでお話しをうかがった信楽焼作家の皆さんは、作陶などはもちろん信楽で行われていますが、その活躍は日本国内に留まりません。中国、アメリカ、韓国などで個展を開かれている方もおられます。

地方ながらも世界を相手に活躍されている方が市内にも少なからずおられますので、今後そのような方を広報で紹介していければと思います。皆さんのお近く「これ」の人はずいといと思う方がおられる場合は、是非広報課までご一報ください。◎